

第4次三鷹市基本計画第2次改定に向けた基本方針

令和元年6月

三鷹市

はじめに

市の最上位計画である「三鷹市基本構想」(平成13年9月市議会議決、平成27年12月一部変更)は、「人間のあすへのまち」を基本目標に掲げ、この目標を「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現するとしている。これを受けた基本計画は、基本構想が示す施策の方向に沿って各論の体系を組み、市が取り組むべき施策の基本的な考え方や主要事業の概要・実施時期、施策の達成目標などを定め、計画的な市政運営の指針としている。

現行の「第4次基本計画」は、平成23年度から令和4年度までの12年間を計画期間とし、4年ごとに見直し(ローリング)を行うこととしており、令和元年度は、後期計画期間に向けた「第2次改定」の年度に当たる。

ところで、近年、社会経済状況等が著しく変化する中、市民ニーズが多様化し、国の大幅な制度改正等も頻繁に行われている。また、市では、法定計画を含め様々な分野で詳細な「個別計画」を策定しており、これらはいずれも具体的な目標を設定した詳細な年次計画となっている。

こうした中、今後の計画行政をこれまで以上に実効性のあるものとし、また、市の施策の方向性を市民に分かりやすく示していくためには、基本計画と個別計画の役割分担を改めて考え直すとともに、基本計画の内容そのものについても見直しを図る必要がある。「働き方改革」の一環として、改定作業の効率化を図ることも大きな課題である。

以上を踏まえ、今般の改定は、単なる時点修正にとどまることなく、これからの三鷹市の計画行政のあり方などを見据えながら、内容・手法ともに大幅な見直しを図ることとする。

1 第2次改定にあたっての基本的な考え方

基本計画の第2次改定にあたっては、下記の6点を基本的な考え方として取り組むこととする。

(1) 新たな時代への対応

都市の防災機能と強靭性を高める「防災都市づくり」の取り組みが、福祉、さらには環境といった分野と密接に結びつくことを踏まえるとともに、これからの市政運営のあり方や新時代における市民ニーズを見極め、大胆な発想で施策を展開していくための計画とする。

(2) 今後のまちづくりを見据えた検討

令和5年度に予定されている基本構想の改定や第5次基本計画の策定を見据えながら、地域別の課題や施策別の課題などに関する市民一人ひとりのアイデアを結集し、三鷹市の将来のまちを市民と行政が共に創りあげていく仕組みづくりを射程に入れた検討を進める。

(3) 市民参加

これまで実施してきた「みたかまちづくりディスカッション」や「審議会・市民会議での意見聴取」、「パブリックコメント」などに加え、ICTを活用した市民参加など、いわゆるサイレントマジョリティの意見をいかに反映させるかに意を用いた、新たな市民参加の手法を検討する。

(4) 施策の体系

「基本構想」の目標年次が「おおむね令和5年度（2023年度）」であり、「第4次基本計画」の目標年次が令和4年度であることから、現行の基本構想が示す8つの施策等に掲げる取り組みの方向性等を基本的に維持する。ただし、新たな施策の展開のために必要な場合は、体系の内部における修正等、適切な対応を図る。

(5) 国の制度改正等の反映

国等の制度改正や社会経済状況の変化などを敏感に捉え、時代のニーズを踏まえた改定とする。また、平成27年に国際連合が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念、及び平成28年12月に国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」のビジョンに基づき、経済・社会・環境の三側面の繋がりを深く理解し、課題を統合的に解決する視点を持つこととする。

(6) 行財政改革の推進

安定的で持続可能な自治体経営を進めるため、基本計画の第2次改定に合わせて、『新・三鷹市行財政改革アクションプラン2022』の改定を行う。引き続き、行財政改革の視点を踏まえるとともに、客観的なデータに基づきながら、主要事業等の取り組みの具体化を図る。

2 計画期間

基本計画の第2次改定の対象とする計画期間は、令和元年度から令和4年度とする。

※ 計画改定の調整期間である令和元年度を含む。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	○				○				○			
									第2次改定			
									←—————→			
	前 期				中 期				後 期			

○は市長選挙

3 基本計画と個別計画の機能的な役割分担

今回の基本計画の第2次改定では、今後の計画のあり方を見据え、「主要事業」等の事業概要やスケジュールは記載せず、「施策の方向」及び「現状と課題」、「事業の体系」のみを示すこととする。したがって、基本計画の体系に基づく各事業の目標やスケジュール、詳細な取組内容等は個別計画で掲載することとし、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図るものとする。

なお、三鷹市自治基本条例第13条第2項では、「基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。」と定めている。したがって、個別計画の改定についても法令等の定めがあるものを除き、基本計画の第2次改定と同時並行的に進めることとする。また、改定を行う個別計画については、その体系や主要事業等について基本計画との整合・連動を図るものとする。

基本計画の第2次改定と同時に改定する個別計画（予定）

新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022
男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第1次改定）
三鷹市地域情報化プラン 2022（第1次改定）
三鷹市環境基本計画 2022（第1次改定）
三鷹市ごみ処理総合計画 2022
三鷹市産業振興計画 2022（第1次改定）
三鷹市生涯学習プラン 2022（第1次改定）
三鷹市スポーツ推進計画 2022
三鷹市健康福祉総合計画 2022（第1次改定）
三鷹市子育て支援ビジョン
三鷹市子ども・子育て支援事業計画
三鷹市土地利用総合計画 2022（第1次改定）
三鷹市景観づくり計画 2022
三鷹市緑と水の基本計画 2022（第1次改定）
三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第1次改定）
三鷹市交通総合協働計画 2022（第1次改定）
三鷹市下水道経営計画 2022
三鷹市教育ビジョン 2022（第1次改定）
三鷹市教育支援プラン 2022（第1次改定）
みたか子ども読書プラン 2022（第1次改定）

4 第2次改定にあたっての留意事項

(1) 人口

計画人口は、おおむね180,000人とする。ただし、平成31年3月にまとめた『三鷹市将来人口推計』を踏まえ、当面は人口増加に対応した都市施設等の整備を進める必要があるため、第2次改定における三鷹市の想定人口は、おおむね190,000人とし、成長管理によるまちづくりを推進する。

(2) 市民満足度・市民意向調査（平成30年6月実施）

第2次改定にあたっては、これまで市が取り組んできた施策に関連する市民の意向や生活実態等をまとめた「市民満足度・意向調査」の結果を踏まえることとする。

(3) 「三鷹を考える論点データ集 2018」を活用した市民意見の反映

市民の多様な意見・提案を踏まえ、今後必要な施策のあり方について検討することとする。なお、「三鷹を考える論点データ集 2018」を活用した市民意見の収集結果については、平成 31 年 4 月 4 日付け 30 三企企第 1058 号で通知したとおり。

(4) 三鷹まちづくり総合研究所での研究結果の反映

平成 30 年 7 月に設置した「市政に関する将来課題の調査研究分科会」では、国の「自治体戦略 2040 構想研究会」の第二次報告の示唆を受けつつ、三鷹市の将来のまちづくりの試案を示した報告書を平成 31 年 3 月にまとめている。今回の改定では同報告書を踏まえ、三鷹市の将来を考慮した改定とする。

5 『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『三鷹市の教育に関する大綱』

「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』及び、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めた「三鷹市の教育に関する大綱」については、『第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）』と同様、第 2 次改定に含める形で改定する。

6 スケジュール

別紙のとおり

